六月三十日會見中松岩事務長者ハ事業主ヨリ退去ヲ命セラレタルモ之ニ肯セス不穏ノ言動ヲ為スヲ以テ所轄愛宕署ニ於テ拘束セリ

右及申入通知報告也

喫茶事項

一、給料ヲ六十銭ニセラレ度シ
一、賃金ヲセサルコト
一、打ち上げハ今後必ス渡サレタシ
一、今日まで給料ヲ毎月支拂ヒタシ
一、食費ハ実費ヲセラレタシ
一、日曜日ヲ公休トセラレタシ
一、過去者ノ半分休業ヲ要求セサルコト
一、病気中給料及ビ賞与ヲセラレタシ
一、会社業主ノ説明ヲ聞クコトヲ得ルコト

一、給料増額ヲ撤廃セラレタシ
一、増額分ヲ渡サレタシ
一、切取賃金ヲ返ヘサレタシ
一、接客料ヲ十銭ヲ支給サレタシ
一、雪ノ日ハ賃金ヲ渡サレタシ
一、仮寝人ノ人数ヲ渡サレタシ
一、仮寝人ノ二度人ハ支給セラレタシ
一、宿舎ノ設備ヲ善ク改善セラレタシ

以上

争 2705 T.8

勞秘第二七〇

昭和六年七月三日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長官殿

東京毎夕新聞社第一支局勞働爭議ニ關スル件（解決）

標記爭議ハ前報後事業主ハ依然臨時配達夫ヲシテ事業ヲ継續シ從業員側ハ七月一日交渉ニ赴キタルモ果サヾリシカ事業主ハ從業員三名ノ保証人ヲ支局ニ招キ事情ヲ告ケ自發的ニ解雇ヲ承認セシメ選リ四名ニ對シ解雇ノ申渡ヲ為シタルカ從業員ハ爭議中ノ月給並四週間分ノ解雇手當ヲ要求シ懇談ノ結果